

# はじめに

ご入学おめでとうございます。

全国から集まってくる新入生のみなさんは本学で学ぶことになり、希望に胸をふくらませていることと思います。このたび『**入学者へのお知らせ**』が出来上がりましたのでご覧ください。

入学してからの1～2ヵ月は、のんびりしていると瞬く間に過ぎてしまいます。一日も早く新しい環境に慣れるよう、生活のリズムをつかみ、規則正しい生活を送りましょう。同時に、将来に向けた目的意識も持ち続けるようにしましょう。

学園生活を有意義なものにするためにも、勉強にキャンパスライフに、大いに頑張ってください。

事務局 入学係

## 日程一覧

日程	内容
4月6日(月)	授業開始 午前9時30分より
4月8日(水)	入学式 開場 午前10時00分 開式 午前10時30分

### 【問い合わせ先】

東京IT会計公務員専門学校千葉校

事務局 入学担当

〒260-0045

千葉市中央区弁天1-6-2

TEL 043-207-5611 (代表)

# 授 業 開 始 日 に つ い て

- 日 時 2026年4月6日(月) 9時30分より  
・本館ロビーにて教室の案内をします。9時20分までに登校してください。

- 持ち物

1. 入学許可証

学生証は『入学許可証』と引き換えになります。忘れずに持参してください。なお、入学後も学生証は、必ず携帯するようにしてください。

※通学定期券の購入や各種証明書を申込み場合、学生証が必要です。

2. 筆記用具

3. 昼食

昼休憩をはさみますので、昼食のご準備をお願いします。

近隣のコンビニエンスストア等で購入することも可能です。

4. 日本学生支援機構奨学金申込書類(希望者のみ)

本学では、日本学生支援機構奨学金の募集を行っています。希望者は、P6～10をよく読み、必要な書類を持参してください。

詳細は授業初日に担任より連絡します。

※願書依頼書提出者のみ後日、『奨学金の案内』を配付いたします。

日本学生支援機構以外の育英資金については、各団体へ個別にお問い合わせください。

# 入 学 式

会 場： 千葉市民会館 大ホール（地図参照）  
JR「千葉駅」東口より徒歩7分  
JR「東千葉駅」南口より徒歩3分  
京成電鉄「京成千葉駅」より徒歩10分  
千葉都市モノレール1号線「栄町駅」より徒歩5分  
※公共の交通機関をご利用ください。

日 時： 2026年4月8日（水）  
開 場 午前10時00分  
開 式 午前10時30分  
※1時間程度を予定しております。

※ 服装は例年リクルートスーツの着用が多く見受けられます。なお、入学後すぐに就職セミナーがあります。その際リクルートスーツが必要となりますので、あらかじめ**濃紺や黒の無地のリクルートスーツ**と白無地のワイシャツ、ブラウスを用意しておくことをお勧めします。ボタンドウンや柄、ラインの入っているものは就職活動には向きません。

## ご 案 内



※ **保護者の方で出席を希望される場合は**、二次元コードよりお申込みください。  
なお、不測の事態により、式典そのものを中止せざるをえないこともございますので、その際は改めてご連絡させていただきます。  
(出席されない場合、入力は不要です)  
(<https://forms.office.com/r/wJXFZJZ4i2>)  
お手元に入学許可証をご用意の上、ご入力ください。

**※入力期限2026年3月31日**

2026入学式保護者参加アンケート



## 学生・生徒災害傷害保険の加入について

(全学科・全コースの入学者全員が加入します)

「学生・生徒災害傷害保険」(一般社団法人職業教育・キャリア教育財団)は学生生活の中で直面する多様なリスクを総合的に補償する保険です。授業だけでなく、クラブ活動、学校行事、通学時等での自身のケガ、さらに実習時等に他人にケガをさせた場合、財物を壊した場合等の賠償も補償されます。

在学生全員が学校単位で加入することにより低額の掛け金で幅広い補償が成立する仕組みとなっております。補償の詳細に関しては同封の案内をご確認ください。

なお、一部の学科においては「インターンシップ特約」を加えさせていただきます。インターンシップ特約は1年毎の支払いとなるため、必要な学科においては進級時に、インターンシップ特約のみ保険料をお支払いいただきます。

学生・生徒災害傷害保険(入学者全員が加入)

保険期間	保険金額(通学特約有り)
1年	900円
2年	1,610円

インターンシップ特約(該当学科のみ加算)

保険期間	保険金額
1年間	250円

学科名	年制	インターン特約	保険金額合計
会計学科	2年制	—	1,610円
ITビジネス学科	2年制	—	1,610円
法律学科	2年制	○	1,860円
行政学科	1年制	○	1,150円

## 各種振込について

- **健康診断受診料・保険料につきましては、事前にお振込みをお願いしております。**  
※お振込み手数料のご負担をお願いいたします。

- **健康診断について 2026年4月13日（月）実施予定**

受診料 ・ 2500円

受診項目 ・ 身長 ・ 体重 ・ 視力 ・ 聴力 ・ 尿 ・ 胸部X線 ・ 内科検診

詳細につきましては、担任よりご連絡いたします。

- **学生・生徒災害傷害保険について**

詳細につきましては、P4のご案内及び巻末のちらしをご覧ください。

- **振込金額について**

学科名	振込金額（内訳）
会計学科	4,110円（健康診断受診料2,500円+保険料1,610円）
ITビジネス学科	
法律学科	4,360円（健康診断受診料2,500円+保険料1,860円）
行政学科	3,650円（健康診断受診料2,500円+保険料1,150円）

1. 上記振込金額をお振込みください。

お振込みの際に、必ず「選考番号」（又は学生証番号）と「学生ご本人の氏名」をご入力ください。選考番号は、入学許可証の左上にある6桁の数字です。

《例》543210 カイケイ アイコ

2. 郵送した「別紙A」（入学前振込について）に必要な事項を記入し、振込証明のコピーを貼付してください。（原本は各自保管してください。ネットバンキングをご利用の場合は、振込履歴をプリントアウトするなどして貼り付けてください）

3. 授業初日、準備した「別紙A」を担任へ提出してください。

- **振込先**

三井住友銀行 千葉支店

普通 7725360

学校法人立志舎

※ATMやネットバンキングからの振込も可能です。

- **振込期間**

2026年4月1日（水）～2026年4月6日（月）

※期間が短く大変恐縮ですが、事務処理の都合上、3月中のお振込みはご遠慮ください。

不明な点や、振込に間に合わない等、お問合せは入学担当（043-207-5611）までご連絡ください。

## 奨学金を希望する皆さんへ

本学入学後に奨学金を希望する方、また、既に予約採用候補者として決定されている方は、次ページの「奨学金募集要項」をよく読み「奨学金願書依頼書」（別紙）に必要事項を記入して提出してください。

【提出日】 2026年4月6日（月）又は7日（火）  
※クラスによって異なりますので、授業初日担任よりご案内します。

【提出場所】 本館1階 受付

- 【提出書類】
- ①奨学金願書依頼書（『入学者へのお知らせ』郵送物の中に同封しています）
  - ②卒業後の調査書（卒業見込は不可。卒業日が記入されているものに限る）  
又は高等学校等卒業認定試験合格成績証明書  
※本学再入学者や大学等を卒業した人も必要です。高校での保管期限が切れている場合はご連絡ください。
  - ③令和8年度大学等採用候補者決定通知【進学先提出用】（予約採用候補者のみ）  
※裏面の必要事項を記入し提出すること。
  - ④『入学時特別増額貸与奨学金』に関する書類（対象者のみ）  
対象者：採用候補者決定通知に『入学時特別増額貸与奨学金の利用条件について「日本政策金融公庫の国の教育ローンの申込：必要」と印字があり、且つ入学時特別増額貸与奨学金を辞退しない人。

- ※注意
- ・期限を過ぎた場合や未提出の場合は、日本学生支援機構奨学金が受付できなくなりますので注意してください。
  - ・願書依頼書提出者のみ後日、『奨学金の案内』を配付いたします。
  - ・何か不明な点がありましたら奨学金担当にお問い合わせください。

### ＜今後の日程＞

対象者	高校在学中に奨学金を 申込済の方（予約採用候補者）	これから申込を希望する方
4月6日又は7日 の提出物	①～④の書類（①②は全員、③④は該当者のみ）	
今後の流れ (詳細は後日配付)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進学届下書きを担任より配布</li> <li>※後日、インターネットによる 進学届の提出を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込書類を担任より配付後、 必要書類を提出</li> <li>※奨学金募集要項および提出書類を ご確認ください。</li> </ul>

# 日本学生支援機構 募集要項

<b>貸 与 型</b>		
	<b>第一種奨学金（無利息）</b>	<b>第二種奨学金（利息付）</b>
<b>趣旨</b>	機構の奨学金制度は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が、経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的としています。	
<b>出願資格の有無</b>	<p><b>【出願資格】</b>                      高等学校又は専修学校高等課程全学年の成績の平均が 3.2 以上、若しくは高等学校卒業程度認定試験合格者であること。</p> <p>※上記の基準を満たさない場合でも、家計支持者の住民税が非課税、若しくは生活保護受給世帯又は、社会的養護（児童養護施設入所者、里親による養育を受けている者）を必要とし、下記のア又はイのいずれかに該当する者。</p> <p>ア. 特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。</p> <p>イ. 学修に意欲があり、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。</p> <p><b>【出願資格のない者】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第一種奨学生である者。</li> <li>2. 専修学校専門課程で第一種奨学金の貸与を受け、修了・卒業した者で、再貸与を受けた者。</li> </ol>	<p><b>【出願資格】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①出身学校又は在籍する学校における成績が平均水準以上と認められる学生。</li> <li>②学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められる学生。</li> <li>③高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記①～②のいずれかに準ずると認められる学生。</li> </ol> <p><b>【出願資格のない者】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第二種奨学生である者。</li> <li>2. 専修学校専門課程で第二種奨学金の貸与を受け、修了・卒業した者で、再貸与を受けた者。</li> </ol>
	<p><b>【専攻科について】</b>                      ※専攻科進学時に、再度申込みが必要となります。                      ご不明点は、奨学金担当にお問い合わせください。</p>	
<b>月額</b>	<p>自 宅…20,000 円、30,000 円、40,000 円、53,000 円</p> <p>自宅外…20,000 円、30,000 円、40,000 円、50,000 円、60,000 円</p> <p>上記の中から、各自で選択します。（最高月額は一定の条件を満たした場合のみ貸与を受けられる月額です）</p> <p>※貸与月額は 2025 年度金額のため変更になる場合もあります。</p>	<p>20,000 円から 120,000 円までの間で 10,000 円単位で選択します。</p> <p>※貸与月額は 2025 年度金額のため変更になる場合もあります。</p>

<b>貸 与 型</b>		
	<b>第一種奨学金（無利息）</b>	<b>第二種奨学金（利息付）</b>
返 還 義 務	<p>1 奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります。返還は金融機関の口座からの自動引落しによって行われます。引落し日は毎月27日です。</p> <p>2 奨学金の返還を延滞すると、延滞している割賦金の額に対し、年3%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課せられます。</p> <p>3 第一種奨学金は「所得連動返還方式」と「定額返還方式」のどちらかの返還方式を申込時に選択します。詳しくは2026年度申込み書類等にてご確認ください。</p> <p>※退学者・辞退者などについては、手続完了6ヶ月経過後より返還が始まります。</p>	<p>1 奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります。返還は金融機関の口座からの自動引落しによって行われます。引落し日は毎月27日です。</p> <p>2 奨学金の返還を延滞すると、延滞している割賦金（利息を除く）の額に対し、年3%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課せられます。</p> <p>※退学者・辞退者などについては、手続完了6ヶ月経過後より返還が始まります。</p>

<b>給 付 型</b>	
<p>国の高等教育における修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が、経済的理由により修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給するものです。</p>	
<p><b>【出願資格】</b></p> <p>◎次の1から3のいずれにも該当する方</p> <p>1 学業等に係る基準（以下、ア～ウのいずれかに該当している方）</p> <p>ア. 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること。</p> <p>イ. 高等学校卒業認定試験の合格者であること。</p> <p>ウ. 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること。</p> <p>2 家計に係る基準（以下、いずれにも該当している方）</p> <p>収入基準…収入や世帯構成により異なります。該当するかの目安を JASSO ホームページより確認できますのでご利用ください。</p> <p>※申込希望者は必ず下記の JASSO ホームページの「進学資金シミュレーター」で家計基準が該当するか確認してください。 <a href="https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/">https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/</a></p> <p>資産基準…学生と生計維持者の資産額合計(※)が3億円未満であること。</p> <p>(※)資産とは現金やこれに準ずるもの（土地等の不動産は含みません）</p> <div style="text-align: right;">  <p>(進学資金シミュレーター)</p> </div> <p>3 その他の基準（以下、ア～ウのいずれかに該当している方）</p> <p>ア. 高等学校を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から入学日までの期間が2年を経過していない人。</p> <p>イ. 高等学校卒業程度認定試験の受験資格を取得した年度(16歳となる年度)の初日から認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない人(5年を経過していても、毎年度認定試験を受験していた人は含みます)で、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から入学までの期間が2年を経過していない人。</p> <p>ウ. その他、外国の学校教育の課程を修了した人など（詳細はお問い合わせください）</p> <p>※外国籍の方はお問合せください。(在留資格「留学」の方は利用できません)</p>	

【月額】		
区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	38,300円(42,500円)	75,800円
第Ⅱ区分	25,600円(28,400円)	50,600円
第Ⅲ区分	12,800円(14,200円)	25,300円
第Ⅳ区分 ※多子世帯に限る	9,600円(10,700円)	19,000円

※自宅通学カッコ内の金額は、生活保護を受けている生計維持者と同居している人、及び児童養護施設等から通学する人の金額です。

## 多子世帯に対する修学支援について

令和7年度から、子供3人以上の世帯への大学等の授業料等の無償化を拡充します！  
 (「高等教育の修学支援新制度」の拡充)



<b>開始時期</b>	令和7年度～(入学生及び在学学生) <small>※4年制の大学であれば、1年生だけでなく、2～4年生も対象となります。</small>	<b>所得に関する要件</b>	所得基準 制限なし
<b>支援対象</b>	子供3人以上の世帯の学生	<b>学修意欲・成績に関する要件</b>	採用前 <b>学修意欲</b> があれば採用 採用後 <b>学修意欲と成果</b> を毎年確認
<b>支援金額</b>	授業料 <b>59万</b> ・入学金 <b>16万</b> <small>※現金支給ではなく、各学校の授業料が免除されます。</small>	<b>申込手続</b>	令和7年度 <b>入学後</b> 各学校窓口で (各学校を通して、日本学生支援機構へ申し込みます) <small>※令和8年度進学予定の高校3年生から、令和7年度中に事前の予約申込が可能となります。</small>

※「高等教育の修学支援新制度」における  
 ・多子世帯支援に関するFAQ  
 ・各要件の詳細やQ&Aについては、文部科学省ウェブサイトを確認

多子世帯支援に関するFAQ

新制度の詳細な要件やQ&A

**扶養する子供が3人以上の世帯が対象**

第1子  
(大学生)

第2子  
(高校生)

第3子  
(中学生)

※○が多子世帯の支援対象

- 3人以上を同時に扶養(経済的に支援)している間は、第1子から支援対象
- 第1子が就職するなど、扶養から外れた場合は支援対象外

**税情報(マイナンバー)で扶養する子供の数を確認**

マイナンバー

- 学生と生計維持者のマイナンバーを通じて、世帯で扶養する子供の数の情報を確認
- 子供の数の情報は、毎年12月31日時点の情報に基づき

**要件を満たした学校が対象**

- 一定の要件を満たした学校が対象  
(大学・短期大学・高等専門学校(4・5年)・専門学校)

対象となる大学等の一覧はこちら

※春の在学採用の場合、扶養親族の判定には申込前々年の12月31日時点の税情報を使用します。(2026年4月の場合、2024年12月31日時点の情報です)

## 申 込 時 の 必 要 書 類

### 【貸与型・給付型共通】

※奨学金願書依頼書を提出した方のみ、授業開始後に提出のお知らせを致します。  
先に準備をお願い致します。

### 【学校へ提出する書類】

※何らかの事情により下記以外にも追加で書類の提出をしていただく場合がございます。

◎スカラネット入力下書き用紙（後日配付）

◎確認書（後日配付）

◎銀行・支店・口座番号がわかる通帳のコピー（申込者本人の名義の口座）

（農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット專業銀行（楽天銀行・住信 SBI ネット銀行・ソニー銀行・PayPay 銀行・au じぶん銀行・セブン銀行・イオン銀行等）、その他一部の銀行（SBI 新生銀行・あおぞら銀行等）は利用不可）

### 【日本学生支援機構へ提出する書類】

◎マイナンバー提出書のセット（後日配布）

➡専用封筒で各自が簡易書留で日本学生支援機構へ提出。

※原則として、本人及び家計支持者（父母両方）の「マイナンバー」（個人登録番号）の提出が必要です。

## 給 付 型 奨 学 金 に つ い て の 注 意 事 項

### ・適格認定（学業等）について

給付奨学生として採用された後も、学業成績や学修状況、生活状況等を学校が確認し、その結果（認定）を定期的に機構へ報告します。機構はその認定に基づき給付奨学金継続等に係る必要な措置をとります。（多子世帯支援対象者も含む）

適格認定（学業等）の結果によっては、給付奨学生としての認定を取り消したり、支給を停止することがあります。また、状況によっては受給済みの給付奨学金について、返還を求めています。

【廃止】以下のいずれかに該当する場合、「廃止」（打ち切り）となります。

- ・修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合
- ・修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下である場合
- ・出席率が6割以下など学習意欲が著しく低いと学校が判断した場合
- ・連続して「警告」に該当した場合（ただし、停止に該当する場合を除く。）

※学業成績が著しく不良で、やむを得ない事由がない場合は、併せて支給済みの給付奨学金の返還を求めます。

【警告】以下のいずれかに該当する場合、「警告」となります。給付奨学金の支給は継続します。

- ・修得単位数の合計数が標準単位数の7割以下である場合
- ・GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合
- ・出席率8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合

※入学後の適格認定（家計）により支援区分が変更になる場合があります。

※偽りその他不正の手段により支援措置を受けた場合は、不正によって得た奨学金の100分の140を一括で返金しなければならないことがあります。

※その他詳細につきましては jasso の HP 等でご確認ください。

## 通 学 に つ い て

自動車、バイクによる通学は禁止です。自転車通学は駐輪場の関係で駐輪台数に限りがあります。詳細については後日学内に掲示するとともに、担任からお知らせします。

**※学校が禁じた経路・方法で通学した場合の事故については、学生・生徒災害傷害保険通学特約の補償対象となりません。**

## ゼ ミ 旅 行 に つ い て

本学では例年、クラスの親睦を深め有意義な学生生活を送るための一環として、ゼミ旅行を実施しております。

詳細は入学後、担任よりお知らせいたします。

## そ の そ の 他

### ◇ 電 卓

以下の学科・コース入学者の方は、電卓（12桁でメモリー計算機能が付いているもの）が必要となります。詳細は授業開始後に担任にお問い合わせください。

東京IT会計公務員専門学校千葉校	会計学科
------------------	------

### ◇ おもな国家試験・検定試験受験料等

日商簿記検定	1級8,800円 2級5,500円 3級3,300円
全日本簿記検定	1級2,100円 2級1,100円 3級900円
全経簿記能力検定	上級8,700円 1級商財・原簿各3,500円 2級商簿・工簿各3,100円 3級商簿2,900円
全経 所得税法・法人税法・ 消費税法・相続税法能力検定	1級5,500円 2級4,000円 3級3,500円
全日本教養知識検定	I級1,600円 III級1,100円
日本漢字能力検定	2級4,200円 準2級3,200円 3級3,200円
経済産業省情報処理技術者試験	各試験区分とも7,500円
科目A免除修了試験	2,000円
C言語プログラミング能力認定試験	2級5,000円 3級4,000円
Webクリエイター能力認定試験	エキスパート6,300円 スタンダード4,500円
Javaプログラミング能力認定試験	2級5,000円 3級4,000円
Pythonプログラミング能力認定試験	2級3,900円 3級3,300円
G検定	5,500円（学生）
ビジネス能力検定（ジョブパス）	2級5,000円 3級3,800円
リテールマーケティング（販売士）検定	2級6,600円 3級4,400円
秘書検定	2級5,200円 3級3,800円

※2026年度は変更になる場合があります。

専修学校各種学校

**学生・生徒災害傷害保険のご案内**

(専修学校各種学校学生・生徒災害  
 傷害保険および施設賠償責任保険)

**通学中等傷害危険担保特約のご案内 感染予防費用補償特約のご案内**

**1. 保険の内容**

学生・生徒が学校の管理下にある場合等に発生した、急激かつ偶然な外来の事故による死亡やケガまたは熱中症となった場合に補償します。通学中等傷害危険担保特約を付帯することにより、通学中・学校施設等相互間の移動中の急激かつ偶然な外来の事故による死亡やケガまたは熱中症となった場合も補償対象となります。また、傷害事故だけではなく学校管理下の対人・対物事故により、学生生徒が法律上の賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。

※この保険の被保険者（保険の補償を受けることができる方）は、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または各種学校に在籍する学生生徒に限り、原則として学校単位で加入いただいています。

**下表1～4のいずれかに該当する間に生じた急激かつ偶然な外来の事故による傷害補償**

**1 正課授業中 2 学校主催の行事中**  
**3 学内休憩時間中**  
**4 課外活動中**  
 学校施設外で学校に届け出た課外活動を行っている間

**通学中等傷害危険担保特約(オプション)に加入している場合**

**通学中 学校施設等相互間の移動中**

**賠償責任補償**

**正課授業中など**  
 (ただし、学生生徒が管理する財物や借物等の受託物は除きます。)

例) 正課で化学の実験中、間違えて薬品を混ぜ、爆発事故を起こしてしまい、クラスメイトに火傷を負わせてしまった。

**「傷害補償」で通学中等傷害危険担保特約(オプション)に加入している場合**

**通学中等の賠償事故**

**感染予防費用補償特約(オプション)に加入している場合**

**臨床実習中**

国内外で臨床実習中の事故における感染症に係る接触感染（針刺しに限らない）や臨床実習を行った施設内での院内感染時に予防措置のために負担した費用をお支払いします。ただし、公的医療保険制度の給付がある場合は、その額を被保険者が負担した費用から差し引くものとします。

※感染予防費用補償特約の加入対象は、臨床実習を行う学科の学生生徒のみとなります。

※臨床実習とは、医療法に定める病院等または介護保険法に定める介護医療院で行う実習をいいます。

**2. 補償金額**

補償内容	死亡保険金 (注4)		後遺障害保険金		入院保険金 (注6)		手術保険金 (注7)		通院保険金 (注6)	
	昼間部	夜間部	昼間部	夜間部	昼間部	夜間部	昼間部	夜間部	昼間部	夜間部
傷害 正課中 (注1) 学校行事参加中 (注1) 学内休憩時間中 (注1)(注2)	2,000万円	1,200万円	程度に応じ 120万円～ 3,000万円 (注5)	程度に応じ 72万円～ 1,800万円 (注5)	事故の日から その日を含めて 180日以内の 入院に限り 入院日数 180日を限度に		事故の日から その日を含めて 180日以内の手術 (入院中以外の手術) 2万円		事故の日から その日を含めて 180日以内の 通院に限り 通院日数 90日を限度に	
事故 上記以外で学校施設 内にいる間 (注1) 学校施設外で学校に 届け出た、課外活動を行 っている間 (注1)	1,000万円	600万円	程度に応じ 60万円～ 1,500万円	程度に応じ 36万円～ 900万円	1日につき 4,000円		(入院中の手術) 4万円		1日につき 1,200円	1日につき 1,000円
補償 通学中 (注3) 学校施設等 相互間の移動中 (注3)										
賠償責任補償金額(施設賠償責任保険) 対人 (1名/1事故) 対物 (1事故) (注8)(注9)	支払限度額		対人賠償：1名につき5,000万円/1事故につき5億円 対物賠償：1事故につき500万円 (免責金額 なし)							
臨床実習中	感染予防費用補償特約 (特約加入者が事故の日からその日を含めて1年以内に感染症予防措置を受けた場合) 支払保険金：1事故につき30万円限度 (実費払い) (注10)(注11)									

(注1) 学校が禁じた時間もしくは場所にいる間や学校が禁じた行為を行っている間を除きます。また、学校施設には寄宿舎は含みません。  
 (注2) 放課後の休憩時間中や寄宿舎にいる間を除きます。  
 (注3) 通学中等傷害危険担保特約を付帯した場合に限ります。  
 (注4) すでにお支払いした後遺障害保険金がある場合はその金額を控除してお支払いします。  
 (注5) 保険期間を通じ合算して昼間部3,000万円、夜間部1,800万円がお支払いの限度となります。  
 (注6) さらに別の事故によりケガをしても重複してはお支払いしません。  
 (注7) 手術保険金は、1事故につき1回の手術に限りです。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。  
 (注8) 看護科、准看護科、助産師科、保健婦科、歯科衛生士科、歯科技工士科、臨床検査科、臨床工学科、診療放射線科、理学療法科、作業療法科、言語聴覚療法科、薬業科、柔道整復科、あん摩マッサージ指圧科、はり科、きゅうり科、視能訓練士科、東洋医療科、介護福祉学科等の医療関連学科に関する実習は賠償責任保険の対象となりません。これらの医療関連実習中の事故については「医療分

野学生生賠償責任保険」にて補償されます。  
 (注9) この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。  
 【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】  
 他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。  
 【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】  
 損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。  
 (注10) 院内感染も補償の対象となります。  
 院内感染とは：臨床実習を行った施設内で、感染症の病原体を保有する患者等が発見され、かつその感染症が院内で蔓延した場合（蔓延するおそれのある場合を含みます。）に、被保険者が臨床実習を目的としてその施設内に滞在し、かつ感染症の病原体に感染したこと（感染するおそれのある場合を含みます。）をいいます。  
 (注11) 感染または発症した感染症の治療費は対象となりません。

### 3. 保険料

学生生徒1人あたりの保険料は下記の通りです。(一時払)

保険期間	昼間部		夜間部		保険期間	感染予防費用補償特約 昼間部、夜間部共通
	通学特約無	通学特約有	通学特約無	通学特約有		
6ヶ月	370円	620円	390円	580円	1年*	40円
1年	530円	900円	540円	810円		
1年6ヶ月	720円	1,240円	770円	1,140円		
2年	940円	1,610円	1,010円	1,490円		
2年6ヶ月	1,160円	1,980円	1,250円	1,840円		
3年	1,370円	2,340円	1,460円	2,160円		
3年6ヶ月	1,580円	2,690円	1,680円	2,490円		
4年	1,740円	2,970円	1,870円	2,750円		

\* 感染予防費用補償特約は、その他の専修学校各種学校学生・生徒災害傷害保険および施設賠償責任保険と保険期間が異なります。

### 4. 保険期間

2026年4月1日午前0時～2026年から2029年の9月30日  
または2027年から2030年の3月31日の午後12時まで\*

#### 保険期間例

- 在籍期間1年の場合 2026年4月1日午前0時～2027年3月31日午後12時
- 在籍期間1年半の場合 2026年4月1日午前0時～2027年9月30日午後12時

●中途加入の場合の補償開始日は、学校が所定の保険料をとりまとめて、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団へ加入申込みおよび振込み手続きを行ない、振込日の翌月1日午前0時からとなります。

\* 感染予防費用補償特約は、2027年3月31日午後12時までとなります。

### 万一事故が発生したときは

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく（傷害事故は30日以内に）取扱代理店または東京海上日動火災保険株式会社の損害サービス担当拠点へご連絡ください。

※保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

#### お問い合わせ先

<b>〈取扱代理店〉</b>	一般財団法人職業教育・キャリア教育財団 保険事業取扱代理店 <b>株式会社 第一成和事務所</b> 〒103-8214 東京都中央区日本橋馬喰町1丁目12番3号 Daiwa日本橋馬喰町ビル3階 TEL 03-3669-2831
<b>〈引受保険会社〉</b>	<b>幹事 東京海上日動火災保険株式会社</b> (担当窓口) 公務第二部文教公務 TEL 03-3515-4133 <b>三井住友海上火災保険株式会社</b> <b>損害保険ジャパン株式会社</b>
共同保険の取扱い	この保険契約は、上記の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。 各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。 なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。 <span style="float: right;">(2026年4月1日現在予定)</span>

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものとなります。

### 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

**03-4332-5241** (全国共通)

受付時間：午前9時15分～午後5時  
(土日祝・年末・年始を除きます。)

このチラシは専修学校各種学校学生・生徒災害傷害保険および施設賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容は一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員校向けのガイドブックまたは重要事項説明書をよくお読みください。

保険契約の詳細は、ご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりますが、補償内容等の詳細については学校または取扱代理店にお問い合わせください。

# インターンシップ活動賠償責任保険のご案内

(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険)

この保険にご加入いただける方は、学生・生徒災害傷害保険にご加入の学生・生徒に限ります。

## 1. 保険の内容

学生・生徒が、正課、学校行事または課外活動として参加するインターンシップ活動<sup>\*1</sup>に起因して、保険期間中に他人の身体・生命を害し、または他人の財物を損壊した(受託物については損壊、紛失し、または盗取、詐取された)ことにより法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。また、インターンシップ活動に伴って学生・生徒が、販売または提供した飲食物やインターンシップ活動の結果に起因して、保険期間中に他人の身体・生命を害し、または、他人の財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

<sup>\*1</sup> 通学中等傷害危険担保特約付帯の学生生徒については、合理的な経路および方法(学校が禁じた経路・方法を除きます。)により、学生生徒の住所とインターンシップ活動が実施される施設の間(当該施設が複数の施設にまたがる場合は、それらの施設の間を含みます。)を移動する間に行う活動を含みます。

## 2. 対象となる活動

学校が、正課(実習を含む)、学校行事または課外活動のいずれかに位置付ける、**日本国内でのインターンシップ活動**が対象となります。

\*学生・生徒が個人的にインターンシップ活動を行い賠償責任を負った場合は本保険の対象になりません。

●**インターンシップとは……** 学生・生徒が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を企業・施設等で行うことをいいます。

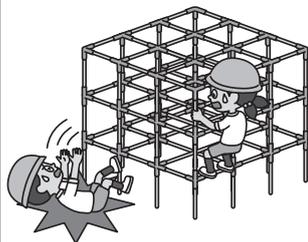
**対象とならないインターンシップ活動**：看護科、准看護科、助産師科、保健婦科、歯科衛生士科、歯科技工士科、臨床検査科、臨床工学科、診療放射線科、理学療法科、作業療法科、言語聴覚療法科、薬業科、柔道整復科、あん摩マッサージ指圧科、はり科、きゅう科、視能訓練士科、東洋医療科、介護福祉学科等の医療関連学科に関する実習。

## (保険金のお支払いの対象となる事故例)

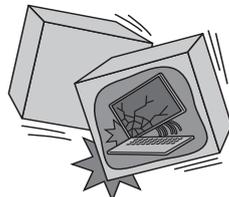
① インターンシップ活動中、派遣先の機械を誤操作して他人をけがさせ学生個人が法律上の賠償責任を負った。



② インターンシップ活動中、子供を遊ばせていて誤ってけがをさせ、学生個人が法律上の損害賠償責任を負った。



③ インターンシップ活動中、派遣先のパソコンを落として破損させてしまい、学生個人が法律上の賠償責任を負った。



④ インターンシップ活動中、昼食を作ったがその食事が原因で食中毒が発生し、学生個人が法律上の損害賠償責任を負った。



## 3. 保険期間

2026年4月1日午前0時～2027年3月31日午後12時まで

●保険始期日以降にお手続き頂いた場合の補償開始日は、学校が所定の保険料をとりまとめて、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団へ加入手続きおよび振込み手続きを行ない、振込日の翌日午前0時からとなります。

## 4. 補償金額・保険料

課外活動、学校行事または インターンシップ活動 として行われる	補償内容	支払限度額		免責金額	保険料
	施設賠償責任保険	対人賠償	1名につき	1億円	
		1事故につき	1億円		
生産物賠償責任保険	対人賠償	1名につき	1億円	1事故につき 5,000円	
		1事故につき	1億円		
	対物賠償	1事故につき	250万円	1事故につき 5,000円	
		1事故につき	250万円		
受託者賠償責任保険	対物賠償	1事故につき	250万円	1事故につき 5,000円	
		1事故につき	250万円		

- \* 1. 保険始期以降に加入する場合も保険料は1人あたり250円となります。
- \* 2. 保険期間中に脱退しても、保険料の返戻は行われません。
- \* 3. 学生・生徒自身のケガについては、学生・生徒災害傷害保険にて補償されます。
- \* 4. この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
  - 【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】  
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
  - 【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】  
損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

## 万一事故が発生したときは

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく取扱代理店または東京海上日動火災保険株式会社の損害サービス担当拠点へご通知ください。

※保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

### お問い合わせ先

<b>〈取扱代理店〉</b>	一般財団法人職業教育・キャリア教育財団 保険事業取扱代理店 <b>株式会社 第一成和事務所</b> 〒103-8214 東京都中央区日本橋馬喰町1丁目12番3号 Daiwa日本橋馬喰町ビル3階 TEL 03-3669-2831
<b>〈引受保険会社〉</b>	<b>東京海上日動火災保険株式会社</b> (担当窓口) 公務第二部文教公務 TEL 03-3515-4133 (2026年4月1日現在予定)

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものとなります。

## 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

**03-4332-5241** (全国共通)

受付時間：午前9時15分～午後5時  
(土日祝・年末・年始を除きます。)

このチラシはインターンシップ活動賠償責任保険（施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険）の概要についてご紹介したものです。保険の内容は一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員校向けのガイドブックまたは重要事項説明書をよくお読みください。

保険契約の詳細は、ご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりますが、補償内容等の詳細については学校または取扱代理店にお問い合わせください。